

望郷みかわ会 会則

(名称及び組織)

第1条 この会は、望郷みかわ会と称し、首都圏に居住する三川町出身者及び三川町に親しみ、好意を寄せてくださる方々をもって組織する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦融和と福祉の増進を図るとともに郷土との情報交換を密にし、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会並びに懇親会の開催
- (2) 三川町主催のイベントへの参加
- (3) 会報の発行
- (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第4条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名 うち常任理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) ほかに必要に応じ、名誉会長1名、顧問・相談役若干名置くことができる。
 - (6) 事務局職員の役員兼務についてはこれを妨げない。
- 2 理事・監事は総会で選出し、会長・副会長は理事の中から互選する。
 - 3 名誉会長・顧問・相談役は、役員会の同意を得て総会で推薦する。
 - 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠による役員任期は、前任者の残任期とする。なお、名誉会長・顧問・相談役の任期は、上記役員の規定を準用する。

(役員の職務)

第5条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会務の執行に関する事項を審議する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行に関する事項を審議する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(会議)

第6条 この会の会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が召集し、会議の議長となる。

2 総会は、毎年1回開催し、会則の改廃、事業計画、予算及び決算、その他重要事項を出席者の過半数で議決する。

(事務所)

第7条 この会の事務所を事務局長宅に置く。

2 本会に次の職員を置き、会長が委嘱する。

事務局長 1名
事務局次長 1名
会計 1名
書記 1名

3 事務局員は、会長の名により会務を処理する。

(経費)

第8条 この会を経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、この会の運営についての必要な事項は、会長が別に定める。

(付則)

この会則は、昭和60年11月17日から施行する。

平成3年6月16日一部改正